

2008年10月14日

鳥取市長 竹内功様

日本共産党東・中部地区委員会  
委員長水津岩男

日本共産党鳥取市議会議員団  
団長村口英子

1

## 2009年度予算編成についての申し入れ

原油をはじめ諸物価高騰問題、食への安全問題、社会保障抑制問題、若者を「使い捨て」にする派遣労働の問題等、市民が切実に解決を願っている課題が山積しています。

とりわけ、後期高齢者医療制度への国民の怒りは大きく、社会保障制度は毎年 2,200 億円抑制しながら、大企業・大金持ちには減税する自・公連立政権のおしすすめる逆立ち政治がいよいよ行き詰ってきています。

市民生活と地方自治を守る市政が今こそ求められています。

以下項目を来年度予算に生かしていただくよう申し入れます。

### I.市民の暮らしと福祉の充実

1. 生活保護世帯や介護保険の減免対象者などの低所得者世帯に灯油代の補助を実施すること。
  2. 負担感の強まっている市民生活に配慮し、公共料金の引き上げはおこなわないこと。
  3. 消費税の増税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること。
- ・増税、負担増から市民の暮らしを守ること。増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。国に増税の中止を求めること。

4. 介護保険の負担に対する市の軽減措置を拡充すること。
5. 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。
6. 差別医療である後期高齢者医療制度は国に廃止をもとめること。
7. 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算の復活、母子加算の削減中止と復活を求めること。
  - 1)当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人 5,000 円に増額すること。
  - 2)申請書を窓口置くこと。
  - 3)生活保護の辞退届は、基準オーバーによる廃止時に提出をもとめないこと。提出は、真に本人の辞退による場合に限ること。
  - 4)相談活動の充実と地域の医療・福祉関係者との連携強化のために、社会福祉士の国家資格をもつ専門職員を複数配置すること。
  - 5)先進自治体に学び、多重債務相談・援助の体制を強化するため、専門職員を配置すること。
8. 障害者自立支援法の応益負担の中止を国にもとめること。また、負担増に対し障害者と家族を財政支援すること。
  - 1)じん臓疾患等難病患者助成金事業
    - ・患者に対しておこなったアンケート結果を公表すること。
    - ・制度のあり方は、財政ありきではなく、患者への説明責任を果たし、患者団体の合意のうえですすめること。
  - 2)障害者の医療費助成制度は、従来制度に復活させること。
9. 子育て世代の不安定雇用による格差の拡大や増税による負担増がますます大きくなるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めていくこと。
  - 1) 現行の保育料引き下げ措置は 09 年度以降も引き続きおこなうこと。
  - 2) 保育園運営は、経済優先の規制緩和による保育環境の低下につながらないように、福祉政策として行政が責任をもっておこなうこと。
  - 3) 私立幼稚園就園奨励費の対象を国基準まで引き上げること。
  - 4) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること。
  - 5) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設

をつくり、児童数の適正化を図ること。また、未設置校での開設に向けての取組みを強め、対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対しても、市として援助すること。

6) 乳幼児医療費助成制度は対象年齢を拡大し、窓口負担を完全無料化とすること。また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。

7) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。

・就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。また、保育料は所得の実態に応じたものにする。

10. 乳がん検診は、毎年実施すること。また、妊婦健康診査は、受診回数を増やすこと。

11. 人間ドックのA・Bドックの制度を元に戻し、75歳以上の高齢者の人間ドックを復活させて、市民の健康増進に努めること。

## Ⅱ. 市立病院と地域医療を守るために

1. 医師不足、看護師不足の対策は、市長部局と連携し、地域医療の体制を守ること。

2. 医師の奨学金制度は、できる限り広く活用できるようにするために、所得制限を設けないこと。県・他市より条件の良い制度とすること。また、そのために一般会計からの十分な支援もおこなうこと。

3. 医師確保の一環として、医師を目指す希望者や県内出身の医師に対し、病院の診療機能の特徴や地域医療の構想について、積極的に広報をすすめること。

4. 看護師確保と地元への若者定着のために、県に対し、看護学校の定員枠拡大をもとめること。

5. 市民に対して市立病院と地域医療の実情を伝え、小児科医療と医師・看護師の確保への支援・協力を呼びかけること。また、市民・医療関係者が意見交換し、情報交換と共通理解などができる「地域医療を考える懇談会」(仮称)を設置し、行政のやるべき対策を明確にすること。

## Ⅲ. 教育の充実と施設整備の改善

1. 小・中学校の全学年で30人以下学級をすすめること。

2. 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法にもとづき教育行政を推進すること。
3. 来年度実施の学校給食調理業務の民間委託に関しては、検証をしっかりとおこない、2010年度以降の実施計画は見直すこと。
4. 就学援助は補助項目の拡大と給食費の全額補助をおこなうこと。
5. 高校生など関係者の要望が強い環境大学がおこなう授業料の減免に対し、県と連携して財政支援をおこない、対策強化をおこなうこと。
6. 全国一斉学力テストの結果の開示または公表はおこなわないこと。そのために必要な改正をすること。また、来年度以降は参加をしないこと。

#### IV. 産業振興と雇用確保

1. 小規模修繕等契約希望者登録制度は、登録業者を増やす手立てをとること。学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の活用ができるようなしくみをつくること。また、制度利用の実績をきちんと把握すること。
2. 誘致企業に多額の補助金を支出しているが、経営戦略によって派遣労働などの非正規雇用が増大している。雇用の安定と生活の安定のために、誘致企業などに対して、正規雇用の拡大を要請すること。また、実態を調査し、公表すること。
3. 公契約条例（法）を制定すること。

#### V. 農業振興

1. 主要農産物について、生産者販売価格を上回る生産費への直接助成（価格補償）をすること。
2. 石油、肥料、農業資材の高騰から農業経営を守るための緊急対策の実施をすること。
  - 1) 高騰分を補填する新たな措置を設けること。

- 2) 存亡の危機にある酪農・畜産への支援をおこなうこと。
  - ・高騰分の補填や、特別枠を設けて金融対策をとること。
  - ・県内産飼料（飼料稲など）の増産に向けて、支援の充実ときめ細かい耕畜連携の推進を図ること。
- 3) 給食食材提供にかかる農民・農協の経費負担への支援をおこなうこと。

また、給食食材の値上げ分について、農家や保護者に負担を求めずに市が助成すること。

3. 国・県が計画中の「肥料高騰対策」としての「農地土壌診断」実施への積極的な協力をする。また、診断経費と費用負担への助成をする。
4. 農産物の有機栽培を推進するために、有機肥料購入への支援を充実すること。

## VI. 安心できる住みよいまちづくり

1. 広域化計画による大型可燃物処分場の建設は中止すること。焼却施設は、リスク抑制と災害・事故による稼働停止に対応ができるように、複数設置すること。市民に対し情報を公開し、市民参加で建設計画を検討すること。
2. 家庭ごみの有料化のもと、生ごみの減量とごみ全般のリサイクル対策をいっそう強化し、経費の削減をおこなうこと。
3. 市街地、人口密集地域の生ごみ対策として、多数世帯が利用できる大型生ごみ処理機を設置するなど、具体的にごみ減量化対策に取り組むこと。
4. 民間業者がすすめるボートピア計画は、「快適環境都市とっとり」にふさわしくなく、設置に同意しないこと。

## VII. 同和行政と人権施策

1. 同和対策の基本となっている「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」は廃止すること。また、同和地区指定をやめ、固定資産税の減免や入札参加資格の加点点数の上乗せの特別対策は中止し、速やかに一般対策に移行すること。
2. 人権教育・啓発は、民間運動団体から行政が主体性をもっておこなうこと。また、同

和問題・差別問題に重点化せず、今日の社会問題化している多様な人権問題について取扱うこと。

3. 解放センターは、さざんか会館の混雑解消のためにも、多くの一般市民が利用できるように施設のあり方を見直しすること。

## VIII. 住民が主人公の地方自治の確立

1. 暮らし、福祉優先、地域振興の市政を基本にすすめること。そのために、国・県に対して市民の立場から制度の後退など市民に影響を与えることには反対すること。
2. 市民の政治参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること。
3. まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること。
4. 憲法改悪に反対し、第9条の平和理念、第25条の生存権保障、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するようにもとめること。
  - ・世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、[被爆者・戦争体験の証言を聞く会]の開催など被爆・戦争体験の継承、総合支所の玄関に広告塔の設置、雁金山の平和塔の伝承など、市が積極的に企画すること。
  - ・自衛隊は民間企業とは違い、地域の活性化には役立たず、その誘致は検討すべきではない。

以上